

## FACT on SRHR

| FACT   | References   |
|--|--|
| <p>中絶が合法である国の約 5 割で中絶は公費負担されている</p>  | <p>Grossman D, Grindlay K, Burns B. Public funding for abortion where broadly legal. <i>Contraception</i>. 2016; 94(5): 453-60.</p>  |
| <p>SRHR 市民調査 2022(楽天インサイトを用いたオンライン横断調査。研究参加に同意した者のうち、性別、年代、地域、で割り付けた 18-74 歳の 3005 名を対象) 公費負担について、避妊は必要とするすべての人に必要と回答した者は 44%、経済困窮者に必要が 27% 学生など若年者に必要が 7%、不要が 14% だった。中絶についてはそれぞれ順に 40%、32%、5%、10% だった。</p> | <p>第 82 回公衆衛生学会 P0512-1P0512-1 池田裕美枝「性と生殖に関する健康と権利についての行動・意識調査」</p>  |
| <p>FIGO は SRHR に関する個々の選択と、SRHR サービスへのアクセス改善を求めて数多くの国際的な提言を発している</p>  | <p><a href="https://www.figo.org/resources/figo-statements">https://www.figo.org/resources/figo-statements</a></p>   |
| <p>合法中絶に配偶者同意を要件としている国は日本を含め数少ない</p>   | <p>State of World Population 2021</p>  |
| <p>フランス公衆衛生法典第 5 部第 1 冊第 3 題 (薬事法に相当) 第 4 章「避妊薬」L5134-1 条</p> <p>未成年者への避妊薬の処方、発行、投与には、親権者または該当する場合は法定代理人の同意は必要ない。</p>  | <p><a href="https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTIO00031927644#:~:text=%2DLes%20sages%2Dfemmes%20sont%20habilit%C3%A9es,des%20conditions%20d%C3%A9finies%20par%20d%C3%A9cret.">https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTIO00031927644#:~:text=%2DLes%20sages%2Dfemmes%20sont%20habilit%C3%A9es,des%20conditions%20d%C3%A9finies%20par%20d%C3%A9cret.</a></p> |
| <p>フランス公衆衛生法典第 2 部第 2 冊第 1 題第 2 章、L2212-7 条</p> <p>女性が未成年者である場合、親権者の一人又は法定代理人の同意を得る。この同意は、女性が医師または助産師に提出する依頼書に添付される。</p> <p>未成年者が秘密保持を希望する場合、医師又は助産師は、未成年者の利益のために、親権者又は該当する場合には法</p>                         | <p><a href="https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTIO00031930097">https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTIO00031930097</a></p>   |

定代理人に相談することについて未成年者の同意を得るよう努めなければならない。

未成年者がこの措置を望まない場合、または同意が得られない場合、第1項に規定する条件の下に、本人の希望に従って中絶およびそれに伴う医療処置およびケアを実施することができる。この場合、未成年者は、本人が選択する成年一人に付き添われなければならない。

パリ在住社会学者 安發明子さんがハリ市副市長へあてたの質問の回答(メール)

パリ市副市長 **Anne-Claire Boux** (アンヌ=クレール・ブー)

\*写真はホームページから使ってよい <https://www.paris.fr/pages/anne-claire-boux-7931>

質問

1. パリ市内には **25** カ所の性に関する相談センターがあると聞きました。このような施設を運営する意義についてどうお考えか、お聞かせください。
2. 性的健康センターが匿名で原則誰でも利用できるようにしているのはなぜでしょうか?
3. それぞれ年間どのくらいの予算がかかっていますか?
4. 民間はなく公か担う意義や根っこにある理念を教えてください。

回答

1. 性的健康にはさまざまな分野があります。性教育、リスクがなく満足なセクシュアリティの促進、自分の体について持つイメージに関する問題、関係性とパートナー関係に関するもの、ジェンダーアイデンティティと性的指向、HIVと性感染症予防、避妊と中絶、性的トラブルと性的不能や性の問題について、暴力と差別の根絶です。

性的健康に関するフランスでのサービスの提案は複雑でいくつも分立しています。その背景には **3** つの歴史の流れがあります。伝染病やバクテリアなど疫病の管理、そして強化支

援対象となっていた人々への社会的管理の歴史、女性が自分の体と生殖について自分で管理する権利に関する歴史、HIV への戦いと性的少数派への差別との戦いの歴史です。

家族計画センターは各県に義務付けられているものです。パリは市営であり県営でもあります。家族計画センターは 2022 年から性的健康センターに改名しました。パリには 24 箇所あります。センターによって特徴があります。6 箇所はパリの直営です。8 箇所はパリ市立病院 (APHP) の運営です。10 箇所はプランク・ファミリアルという民間の運営です。この団体は女性が中絶を受ける権利を求め戦い実現し、歴史的に中心的な役割を担ってきました。

性的健康はパブリックヘルスの中心的な目的をなしています。同じく、パブリックヘルスの担うものとして、各県に義務づけている PMI (保健所、妊産婦幼児保護センター)、CeGIDD (情報、検診、診断センター-centres gratuit d'information, de dépistage et de diagnostic) もあります。

2022 年 2 月の児童保護の法律で家族計画センターは性的健康センター(CSS Centres de Santé Sexuelle)へと改名し、性的健康国家戦略が策定されました。国の研究機関 IGAS の報告書も新しく出て、性的健康はパブリックヘルスの中心的な目的であると改めて規定しています。

2. 性的健康センターへの受け入れは無条件です。誰でも利用できます。年齢、滞在許可の有無、性別、性的指向などに関わらず利用できます。匿名での利用もできます。これらすべて法律で定められています。

これらは特に、未成年が避妊や中絶を希望したり、検診を受けることを可能にします。家族もかかりつけ医も健康保険も、その人が利用していることを知ることがないからです。無条件であることが、利用者のプライバシーを守り、プライベートに関わる相談ごとを安心してすることができることにつながっています。

3. 直営のセンターはパリ市と ARS(健康保険)から費用が出ています。直営の 6 センターにかかる費用は年間 2 900 000 €です。

パリ市は病院と民間に委託している 18 のセンターに年間 1 900 000€を払っています。これらは、運営費や人件費にあたる費用です。さらに、ケアや薬剤などの医療費として 345 000 €です。予防ケアにかかる費用は医療的にも経済的にも長期的に見ると効率がいいと考えられています。

4. 性的健康センターへの受け入れは無条件で温かい見守りを前提とします。良い悪いの価値判断はせず、相手の人生とセクシュアリティを尊重します。性的健康センターは安全を感じ、安心して受け入れられる環境でなければなりません。パリ市は人々それぞれ

れのアイデンティティを尊重し、女性の中絶へのアクセスを守り、子どもと若者のセクシュアリティ教育へのアクセスを守ります。性的健康センターの重要な目的の一つは暴力のある状況を見つけ出しサポートすることです。

なによりも本人が決め、本人の選択を尊重することが土台となります。HIVと性感染症からの予防、望まぬ妊娠の予防などすべてに関わります。哲学としては「最善の予防は、それぞれに合った方法をそれぞれに合ったタイミングで利用できること、そしてそれはいつでも変えることができること」です。

健康予防へのアクセスを保障するのは公的サービスの役割です。健康に関するリスクを減らすことができ、問題により早期に対応することができ、重い病気が発生するのを防ぐことができるので、結果的に公的費用を少なく抑える効果があります。